

提案内容に関する所管省庁の回答

受付日	2年3月18日	所管省庁への検討要請日	2年4月23日	回答取りまとめ日	2年6月24日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	美容師国家資格の規制の緩和と、美容専門学校の自由化
具体的内容	美容通信科の学生が、美容室で働きながら国家資格を取得するのにシャンプーやマッサージなど補助業務はお客様に当たれないという資格規制の緩和が必要。 美容の国家資格試験は、美容室でお客が求める技術とは乖離しており、専門学校は国家資格のための授業が組まれ、美容室は、お客様に求められる技術を提供しなければならない、産業発展にむけた産学の連携がない。美容学校の存続と理美容教育センターの権益のための国家資格の規制となっている、実技試験は各学校に委ねるという自由化がのぞましい。 多様化している美容室の実態に合わせ、まつ毛専門店、ヘアセット専門店、ヘアカット専門店の内容に合わせた分野別に資格認定とすべき。
提案理由	新卒美容師の約半数が奨学金を利用し返済に追われている。 2年間の美容学校の学費が、給料に対し割高である。 3年間の美容通信科は、美容室で働きながら安く資格取得ができるが、免許取得までの無資格の3年間はお客様に触れる仕事は出来ない。無資格期間でも補助業務を行えるよう規制の緩和がなされれば、実践的な技能が習得できるので美容師の給与待遇、生産性を改善できる。 人工知能の発達により、無くなる職業と新たな職業の入れ替わりが進む時代環境では職業間の流動性を容易にしなければならない。美容師への転職は、国家資格という参入障壁(専門学校2年間の学費と時間)が転入を妨げ、少子化と人口減少の時代にあって人手不足をさらに加速させている。 美容産業は、業態の多様化が進みヘアカット専門店、ヘアセット専門店、ヘアカラー専門店、まつ毛専門店よりセグメント化し短時間、単品施術、低客単価、高生産性モデルが伸びているものの、国家資格は依然として2年間の美容学校卒業を前提としているため、時間と学費がかかりすぎる。 学校の自由化によって、必要な技能だけを短期間で習得でき、なおかつ期間も3ヶ月から2ヶ月の幅と単品技能資格取得できるよう、それぞれの資格取得コースを設ければ、美容師への流入は増え、流動性が高まる。 学科試験のみを国家統一試験として残し、技能試験においては各学校のそれぞれのコースの卒業資格に代替えることで無駄な税金を減らせる。 規制による参入障壁は、権益が及びこり、閉鎖性が強まり自由競争を阻害し、結局は産業の発展を阻害する。 参入障壁を下げ、自由化によって活性化し産業も発展する。
提案主体	株式会社mslash ホールディングス

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	美容師法第2条において、「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者を、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義されています。 また、同法第6条において、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととされており、同法第3条において、美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができるとされています。同法第4条の2において、厚生労働大臣は、指定試験機関に、美容師試験の試験事務を行わせることができることとされており、指定試験機関において、美容師国家試験として、筆記試験及び実技試験が行われています。	
該当法令等	美容師法第2条、第3条、第4条の2、第6条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	シャンプー等の美容行為は、必要な衛生措置を適切に講じるための知識を修得した美容師が行う必要があるため、無資格者である学生が美容行為を行えることとするのは、公衆衛生上適切な措置とは考えておりません。 また、美容師国家試験における実技試験については、国家試験として全国同水準の技術が求められることから、各学校に試験を委ねることは適切ではないと考えております。 さらに、美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。そのため、業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な措置とは考えておりません。	